相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市鶉野町二〇九八番地、最後の住所兵庫県加東市高岡一〇三六番地一

被相続人　亡　小田島　遵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

兵庫県加古川市加古川町粟津二四九番地一

加古川太陽ビル四階

相続財産管理人　弁護士　豊福　一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市横山三丁目四五六番地、最後の住所山口県宇部市今村北一丁目一一番五―一〇号

被相続人　亡　岸本　英行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

山口県宇部市常盤町二丁目一番二八号常盤町ビル

相続財産管理人　弁護士　大江　公哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市丹原町田野上方一四七六番地、最後の住所愛媛県西条市小松町大頭甲一〇八五番地一　道前荘

被相続人　亡　佐伯フジ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

愛媛県西条市明屋敷二一二番地

相続財産管理人　小寺　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県大洲市長浜甲五八八番地一、最後の住所愛媛県大洲市長浜甲五九一番地の二二

被相続人　亡　濱村　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

愛媛県松山市山越四丁目四番三五号　エクセル丸榮二〇二号

相続財産管理人　司法書士　山崎　元昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県みやま市瀬高町下庄一三二〇番地一、最後の住所福岡県久留米市三潴町高三潴四九一番地二　グループホームいちょうの杜やすらぎ

被相続人　亡　上田　仁枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

福岡県久留米市日吉町二三―三メディア7ビル六階

相続財産管理人　弁護士　椛島　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区浅川学園台一丁目一番地一二七、最後の住所福岡県北九州市八幡西区本城東四丁目五番二二号ネオビスビル3F

被相続人　亡　篠原　康熙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

福岡県北九州市小倉北区田町一四番二八号ロイヤービル六階

相続財産管理人　弁護士　河原　一雅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県奄美市名瀬金久町一七番地二、最後の住所鹿児島県奄美市住用町大字摺勝四五一番地三（住用の園）

被相続人　亡　田中テル子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

鹿児島県奄美市名瀬港町一五番一号

本場奄美大島紬会館四Ｆ　里村法務事務所

相続財産管理人　司法書士　里村　紀幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県中頭郡西原町字安室四三番地、最後の住所沖縄県中頭郡西原町字安室四三番地

被相続人　亡　佐事　信也

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

沖縄県那覇市樋川一丁目一三―三六　二階

相続財産管理人　原田　育美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区仲通三丁目七九番地二、最後の住所神奈川県横浜市鶴見区仲通三丁目七六番地七オオハラコーポ三〇二

被相続人　亡　玉城　清治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

沖縄県うるま市石川曙三丁目二番一六号

相続財産管理人　堀　晋輔

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年6月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①星光ビル管理株式会社　②国土交通大臣(3)6995　③代表取締役　鑽庭浩二　④福岡県福岡市博多区博多駅前4－1－1、岡山県岡山市北区下石井2－2－5ニッセイ岡山スクエア　⑤1000万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市中央区伏見町四丁目4番1号　星光ビル管理株式会社　代表取締役　鑽庭浩二

無縁墳墓等改葬公告

墓地改修のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年六月二十三日

一、墳墓等所在地　長野県長野市安茂里小市三丁目六一五三番地

一、墳墓等の名称　稱名寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　小市　中島喜楽、小市　中島すゑ、長野市旭町　山崎菊次郎、山崎壽助、山崎長雄、山崎巖

一、改葬を行おうとする者　長野県長野市安茂里小市三丁目八番二〇号　宗教法人稱名寺

債権申出の公告（第二回）

当基金は、平成二十九年五月二十九日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十三日

東京都新宿区山吹町一一番地一号測量年金会館七階

日本スイミングクラブ厚生年金基金

代表清算人　山南　宏一